

「箕輪町地域活動支援センター・子育て支援センターみのわ〜れ」

指定管理者業務仕様書

1 目的

本事業は、町がイオン箕輪店内スペースを借用し、障がい者等が創作的活動や社会交流の場として活用する「障がい者体験就労のカフェレストラン」と子育て世代の交流の場としての「親子ふれあいスペース」を設け、町民が気軽に集うことができる『憩いの場』の提供ために行うものである。

2 概要等

- | | |
|--------------|---|
| (1) 実施場所 | 上伊那郡箕輪町大字中箕輪9025 イオン箕輪店 1 階 |
| (2) 開館時間 | 10:00～18:00 (4月～11月)
10:00～17:00 (12月～3月) |
| (3) カフェレストラン | 営業時間 10:00～閉館1時間前 |
| (4) 障がい者体験就労 | 土曜日・日曜日・祝祭日に障がい者の体験就労を受け入れる。
平日については、他福祉事業所の施設外就労先として活用する。 |
| (5) 人員体制 | 事業者雇用2名以上と町が派遣する親子支援員(9:00～16:00)の
組み合わせで運営する。 |
| (6) 年間開館日数等 | 年間309日程度。
『いろはぼけっと』休館日の水曜日及び土曜日は休日としないこと。 |
| (7) 休館日 | 週1回の休日(年間53日)。
年末年始休日(年間3日)。
イオン店休日(随時)。
その他の休日については甲乙協議による。 |

3 業務内容と必須条件

- | | |
|-----------------------------|---|
| (1) みのわ〜れの管理、運営 | ①障がい者施設実務経験者(5年以上)の常勤者2名以上配置すること。
その内1名は衛生管理者の資格を有する者とする。
②障がい者や有償ボランティアなどを募り、体験就労やイベント講師など依頼した際には、
規定の謝礼を支払うこと。
③親子支援員のサポート。 ほっこりルームの子育て支援員不在時の管理。 |
| (2) 「カフェレストラン」の経営 | 体験就労時の基本謝礼は、障がい者・有償ボランティアとも450円/1時間を最低とし、
売り上げに応じて加算すること。 |
| (3) 障がい者・親子等を対象とした交流イベントの実施 | 土曜日に実施すること。 |

4 細部条件

(1) 販売を禁止するもの

アルコール類やタバコ等、町が適当でないと認める物品の販売を禁止する。

(2) 営業許可等の申請

喫茶・軽食・物販コーナーの営業に係る関係法令上必要となる申請・届出等については、事業者が自らの負担により行うものとする。

(3) 衛生管理

事業者は、運営に係る衛生管理について責任を負う。

(4) 事業者用駐車場

イオン箕輪店が指定する区画に駐車すること。

(5) イオン箕輪店への出店

イオンリテール株式会社と箕輪町役場が取り交わす出店契約書及び事業者も加えた3者による運営管理等委託に関する覚書に基づき出店を行うこと。

また、細則として、イオンリテール株式会社が定める同友店営業規則に従うこと。

(6) 使用上の制限

①事業者は、利用施設を最善の注意をもって維持管理する。

②利用施設を定められた業務以外の用途に使用し、また他の者に使用させることを禁止する。

(7) 報告義務

『みのわ〜れ』の利活用及び経営状況を確認するため、事業者は別に定める様式により定めた期日までに、報告すること。

①月間利用者数及び日報（月単位） 【箕輪町へ翌月15日まで】

②みのわ〜れとの連携状況 【箕輪町へ翌月15日まで】

③障がい者雇用の状況（月単位） 【箕輪町へ翌月15日まで】

④運営の収支（月単位） 【箕輪町へ翌月15日まで】

⑤苦情（随時） 【箕輪町へ随時】

⑥事故及び事故に対して取った処置（緊急時） 【箕輪町及びイオンへ速やかに】

⑦イオンリテール株式会社が定める「同友店売上報告書」 【イオンへ毎営業終了後】

⑧イオン箕輪店が求める事項（食中毒、事故、従業員届など） 【イオンへ随時】

⑨その他（随時）

5 指定期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間の予定である。

なお、この指定期間は町議会の議決が必要なため、町議会の議決後に確定する。

6 その他

町は、毎年度の予算の範囲内で施設の管理に必要な経費を指定管理料として指定管理者に支払うものとする。

具体的な金額は、公募時に提案いただく事業計画書（収支計画書）の金額に基づき、指定管理者と町が協議した上で、別に締結する年度協定で定める。

なお、町が指定期間中に支払う指定管理料の上限額は、8,160,000円（税抜き）とし、実際に支払う指定管理料は、指定管理者が応募時に提示した額ではなく、これを上限として、指定管理

者と町が協議した上で、令和7年度の予算編成において確定する。(指定管理者の提示金額に満たない場合もあり得る。)

また、令和8年6月末で開館10年を経過するため、より障がい者や高齢者へ寄り添う形態への運営見直しを研究し、町へ提案すること。